

club kizakura 設立規約

1. 設立の主たる目的

キザクラ製品愛好者が釣り仲間の輪を広げながら、釣技の向上・普及・啓蒙に努めることを主な目的とする。

2. Team GTR との違い

Team GTR の会員は個人、個人であり、カタログや HP を通してキザクラを応援して下さる方々、キザクラ主催のイベントに参加して下さる方々など、個人の自主性を重んじるメンバーの総称である。

一方、club kizakura とは、キザクラファンの仲間と一緒に釣りをしたい、釣りの話をしたい、釣技のレベルアップを図りたい・・・など、身近なキザクラファンの釣り仲間の輪を広げたいと思う方々の集まりを指す。

3. club 設立の条件

条件① 設立当初の人数が最低 10 名以上であり、テスター又はモニターを代表者として 1 名選出すること

条件② club kizakura family (後述) として 1 年間の活動実績をキザクラが認めた場合

上記の条件①②のいずれかを満たしている場合、所定の申請書の必要事項を記入し、会の規約案及び会員名簿をキザクラの担当窓口へ提出すること。

4. 設立の条件①に満たない場合

上記の条件を満たさない場合、例えばメンバーが 10 名未満だったり、テスターやモニターが不在の場合は「club kizakura○○」としての認可はできない代わりに、「club kizakura family○○」としてキザクラの名称を使用した活動を許可する。(club kizakura family 後述参照のこと)

5. クラブ名称について

設立申請にあたり会の名称は「club kizakura ○○」とする。10～20 人規模の場合は県若しくは市単位の名称が望ましい。(例) club kizakura 伊万里

6. 認可

提出された申請書及び会の規約案、会員名簿に不備がないか確認後、認可証を送付する。

7. 登録料

認可後、登録料として会員より一人 1000 円徴収し納付する。キザクラは納付確認後、クラブキャップとワッペンを提供する。

8. 協賛

釣り大会などで事前要請があった場合、年 2 回まで協賛品を提供致する。
提供する協賛品は、club 会員数又は大会参加人数の規模により提供する。

9. 活動内容と連絡の義務

釣り大会の実施、釣り場の清掃活動、オフ会、懇親会など活動内容は会に一任するが、前項の協賛の依頼がある場合は必ず事前に連絡をし、実施後の活動報告を義務化する。また、活動報告は原則として HP 上にて公開する。

10. 解散、認可の取り消し

会員相互の意思を尊重し原則として代表者から解散の申し出があった場合は速やかに解散を承認する。事前連絡の内容と異なり、明らかにキザクラに不利益な活動を行い会社に損害を与えた場合、認可を取り消す。また、協賛品を受理したにも拘わらず、活動の報告が全くない場合は代表者に警告し、それでも改善が見られない場合は、認可の取り消しを代表者へ通達することがある。

11. 個人情報の取り扱いについて

申請書や会員名簿に記載された内容は、法令に基づく開示請求があった場合を除き、第三者には提供しない。キザクラの会員サービスの一環として、製品カタログや製品情報などを提供する場合のみ使用する。

12. 担当窓口

会の設立・運営・協賛・報告についての窓口

担当者 近藤 TEL 0955-23-8710 FAX 0955-22-6716
E-mail : kondo@kz-kizakura.com

club kizakura family 規約

1. club kizakura family の意義

club kizakura の設立条件①を満たしていなくても、釣り仲間の輪を広げるためにグループとして活動したいキザクラ愛好者を支援するために club kizakura family として承認する。

2. 申請及び承認

まずは club kizakura family としてスタートする前に、所定の申請書を担当窓口へ提出し、受理した時点で承認とする。名称は「club kizakura family ○○」とする。

承認後、登録料として一人 500 円徴収し、代わりにワッペンを提供する。

3. club kizakura への昇格

club kizakura family 承認後、club kizakura への昇格を希望し、その後設立条件①を満たした場合、club kizakura としての申請書の他、会の規約及び会員名簿を提出すれば昇格を認可する。

また family 承認後 1 年を経過しても条件①を満たすことができず、それでも club kizakura への昇格を希望する場合、期間内の活動実績によりキザクラは昇格を認可できる(設立条件②)。勿論 club kizakura family のまま活動を継続することは可能である。

クラブとして認可した場合、登録料として一人 1000 円徴収し、代わりにクラブキャップとワッペンを提供する。

4. 活動内容と報告

club kizakura と異なり、活動の事前連絡や報告の義務はない。ただし、club kizakura への昇格を希望するにも拘わらず、活動予定の事前連絡及び活動状況の報告が無い場合、昇格は認可しない。

5. 協賛

釣り大会などで事前要請があった場合、年 2 回まで協賛品を提供致すが、club kizakura の半額程度

6. 解散、認可の取り消し

会員相互の意思を尊重し原則として代表者から解散の申し出があった場合は速やかに解散を承認する。

事前連絡の内容と異なり、明らかにキザクラに不利益な活動を行い会社に損害を与えた場合、認可を取り消す。

また、協賛品を受理したにも拘わらず、活動の報告が全くない場合は代表者に警告し、それでも改善が見られない場合は、認可の取り消しを代表者へ通達することがある。

7. 個人情報の取り扱いについて

申請書や会員名簿に記載された内容は、法令に基づく開示請求があった場合を除き、第三者には提供しない。

キザクラの会員サービスの一環として、製品カタログや製品情報などを提供する場合のみ使用する。

活動報告に記載された内容は、弊社サイトにて公開することがある。

8. 担当窓口

会の設立・運営・協賛・報告についての窓口

担当者 近藤 TEL 0955-23-8710 FAX 0955-22-6716

E-mail : kondo@kz-kizakura.com

club kizakura (family)申請書

平成 年 月 日記入

申請者氏名		生年月日	西暦		年		月		日生
(ふりがな)		釣り歴							
住所	〒								
自宅TEL			携帯TEL						
E-mail									
HP又はブログ	http://								

クラブ名称第一希望	club kizakura	()
第二希望	club kizakura	()
代表者氏名		
クラブ設立の動機		
主な活動内容		
主なホームグラウンド		
申請時会員数		名 (内 成人 名 未成年 名)

(弊社記載欄)

申請日	平成		年		月		日	認可日	平成		年		月		日	
認可種類	club kizakura							club kizakura family								
認可名称	club kizakura							()								
初年度活動報告	日付								名	協賛の有無						
	日付								名	協賛の有無						
	日付								名	協賛の有無						
	日付								名	協賛の有無						
	日付								名	協賛の有無						
club kizakura昇格申請	申請時会員数							名	フィールドスタッフの有無							
申請日	平成		年		月		日	承認日	平成		年		月		日	
承認名称	club kizakura							()								
初年度活動報告	日付								名	協賛の有無						
	日付								名	協賛の有無						
	日付								名	協賛の有無						